〇対象施設について

<table>
<tr><th rowspan="2">施設・事業</th><th colspan="3">無償化の内容</th><th rowspan="2">申請先</th></tr>
<tr><th>0～2歳児</th><th>満3歳児※1</th><th>3～5歳児</th></tr>
<tr><td>新制度移行幼稚園、
認定こども園（1号）</td><td>住民税非課税世帯のみ
利用料無償</td><td>利用料無償</td><td rowspan="4">利用料無償</td><td rowspan="4">新たな申請
不要</td></tr>
<tr><td>保育所・認定こども園等
（2・3号）</td><td colspan="2" rowspan="3">住民税非課税世帯のみ
利用料無償</td></tr>
<tr><td>地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅型保育、事業所内保育）</td></tr>
<tr><td>就学前の障害児通園施設等※2</td></tr>
<tr><td colspan="5">以下については、保育を必要とする子どもが無償化の対象となります。（新しい認定手続きが必要です）</td></tr>
<tr><td>新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)</td><td>－</td><td colspan="2">上限月額2.8万円(新1号)</td><td rowspan="5">こども未来課
子育て支援係</td></tr>
<tr><td>幼稚園、認定こども園(1号)、未移行幼稚園の預かり保育</td><td>－</td><td>住民税非課税世帯のみ
上限月額1.77万円
(新3号)</td><td>上限月額1.23万円
(新2号)</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設</td><td colspan="2" rowspan="3">住民税非課税世帯のみ
月額4.57万円を上限に
利用料を無償
(新3号)</td><td rowspan="3">月額4.03万円を上限に
利用料を無償
(新2号)</td></tr>
<tr><td>一時預かり事業
病児保育事業</td></tr>
<tr><td>ファミリーサポートセンター事業</td></tr>
</table>

※1　満3歳とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。

※2　住民税非課税世帯の子どもが、障害児通園施設等を利用している場合は、既に利用料は無償となっています。また、幼稚園、保育所、認定こども園と、障害児通園施設等の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。